

令和7年4月30日

▼タイトル

公平委員会の裁決に対する市の対応について

消防職員に対して行った懲戒処分および分限処分を取り消す裁決が、令和7年1月31日に、高島市公平委員会から出されましたが、裁決に対する市の対応について、別紙のとおり資料提供します。

▼問い合わせ先

○所 属： 総務部 人事課

○電 話 番 号： 0740（25）8525

公平委員会の裁決に対する市の対応について

1. 事案の経過

消防本部におけるパワーハラスメント事案

令和5年5月23日 懲戒処分および分限処分の実施

懲戒処分 減給（10分の1） 1月間

分限処分 降任（課長級）

令和5年8月9日 被処分者が高島市公平委員会へ処分取消の審査請求を提出

令和7年1月31日 高島市公平委員会裁決

懲戒処分 処分を取り消す

分限処分 処分を取り消す

令和7年3月4日 裁決結果の説明および公表（市議会全員協議会・記者提供）

2. 公表後の対応

(1) 給与上の是正措置

令和7年3月25日に実施

減給（10分の1）1月の支払

部長級職員として本来得られた給与分の支払

未払い給与に対する遅延損害金の支払

(2) 身分の回復

課長級職員から部長級職員への身分の回復を実施

(3) 名誉の回復

令和7年4月11日に実施

令和7年度 滋賀県消防長会総会にて裁決結果を資料提供

※公平委員会の裁決で、処分の取り消しの決定が行われた時は、身分の回復や給与上の是正措置義務が生じるので、（1）から（3）を実施しました。

(4) 公平委員会に対し、再審の請求を行います。

理 由： 高島市公平委員会の裁決において、事実と認定されなかった事案について、再審査をお願いしたいことから、再審の請求を行います。